



平成27年5月21日

各 位

東京都千代田区大手町二丁目6番1号
信越化学工業株式会社
代表取締役社長 森 俊三
(コード番号4063)

問合せ先：
取締役広報部長 中 村 健
TEL 03(3246)5091

当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ

当社は、平成20年6月27日開催の第131回定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって、現行の「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を導入し、その後、毎年、定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって、本対応方針を継続しております。

今般、当社は、本対応方針が平成27年6月26日開催予定の第138回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時をもって有効期間が満了となることに伴い、本日開催の取締役会において、本定時株主総会における出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本対応方針を下記の目的及び内容で平成28年6月開催予定の当社第139回定時株主総会終結の時まで継続することを決定いたしましたのでお知らせします。なお、本対応方針の内容はこれまでのものと実質的に同一であり、当社監査役5名は、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意向を表明しております。

また、現時点においては、当社株券等について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

注：本プレスリリースにおいて引用されている法令・条文等が改正された場合には、改正前の法令・条文等はそれぞれ、改正後の対応する法令・条文等をさすものといたします。

【記】

1. 本対応方針の目的

当社は、当社の企業価値の最大化に資する者が当社の財務及び事業の方針の決定を担うべきであると考えておりますが、買付後の議決権割合が20%以上となるような当社株式に対する大規模買付行為がなされた場合に、**当社株式の売却を行うか否かの判断は株主の皆様**に委ねられるべきものであると理解しております。このような理解を踏まえ、本対応方針は、大規模買付行為の開始に際して、買収の対価、買収によって当社グループが受ける影響及び買収後に大規模買付者が予定する経営方針・事業計画等の、**株主の皆様**に必要かつ十分な情報を提供することによって、**株主の皆様**が**当社株式の売却を行うか否かのご検討及びご判断をより適切に行える機会を確保**することを目的とするものであります。

近年の金融商品取引法の改正により、大規模買付行為に関する株主の皆様のご判断に必要な情報や

時間を確保するためのルールが整備されてきましたが、当社といたしましては、当社株主の皆様が、より適切なご検討及びご判断ができるようにするため、金融商品取引法で定められたルールに加えて、本対応方針をご提案するものであります。

2. 本対応方針の概要

本対応方針は、大規模買付者に対して、当社取締役会に対する**十分な情報提供**と当社取締役会による**最長90日の検討期間の確保**を定めた「大規模買付ルール」の遵守を求め、このルールが遵守されない場合や当社の企業価値が著しく損なわれると判断される場合に限り、当社の業務執行取締役から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問のうえ、対抗措置を講ずるというものであります。

このように、**本対応方針はあくまで、株主の皆様により適切なご検討及びご判断の機会を確保することなど株主共同の利益の確保・向上を図るためのものであり、大規模買付行為そのものを妨害し、株主の皆様の本社株式の売却の機会を奪うものではありません。**

また、本対応方針では、当社取締役会による対抗措置発動に係る要件が客観的に定められていることに加え、対抗措置の発動に際しては独立委員会の判断を最大限に尊重することなど当社役員の恣意的な判断を排除するための仕組みが設けられておりますことから、**当社役員の地位の維持を目的として対抗措置が発動されることはありません。**

本対応方針の詳細については、3.「本対応方針の内容」をご参照ください。

3. 本対応方針の内容

本対応方針は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が実施される場合の当社の対応方針を定めたものであります。

なお、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

（1）大規模買付ルールの内容

①必要情報の提供

当社が設定する「大規模買付ルール」の骨子は、(i) 事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供し、(ii) 大規模買付行為は、当社取締役会による一定の

評価・検討期間の経過後にのみ開始される、というものです。

具体的には、大規模買付者には、まず、大規模買付行為の開始前に、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び開始する大規模買付行為の内容並びに大規模買付ルールに従う旨の意向を明示した書面を提出いただくこととします。当社は、当該書面の受領後10営業日以内に、大規模買付者に対して、当初提供いただくべき本必要情報のリストを交付いたします。なお、当初提供していただいた情報を詳細に検討したうえで、当該情報だけでは十分ではないと認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的な情報提供を要求いたします。大規模買付行為の提案があった旨並びに当社取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆様のご判断のために必要であると考えられる場合には、適切と判断される時点で、その全部又は一部を公表いたします。

なお、本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、以下の項目に関する情報は、原則として本必要情報に含まれるものといたします。

- イ. 大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の具体的名称、事業内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報、資本構成、財務内容を含みます。）
- ロ. 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性を含みます。）
- ハ. 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ニ. 当社株式の買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法を含みます。）
- ホ. 大規模買付行為完了後に予定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ヘ. 当社グループの取引先、顧客、従業員と当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ト. 当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法の観点からの適法性に関する見解

②評価・検討期間の設定

次に、当社取締役会は、大規模買付行為に関する評価・検討の難易度に応じて、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価・検討期間」といいます。）として確保されるべきものと考えます。この取締役会評価・検討期間中、当社取締役会は独立の外部専門家（証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家）の意見を聴取しつつ、本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締

役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示する場合があります。この結果、株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案を検討することが可能となり、また、当社取締役会より代替案が提示された場合にはその代替案と大規模買付者の提案を比較検討することも可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

(2) 独立委員会の設置及びその構成

本対応方針の運用に係る取締役会の恣意的な判断を排除し、判断の公正さを担保するための機関として、独立委員会を設置します。

そして、本対応方針の運用に関する重要な判断にあたっては、当社取締役会は原則として独立委員会に諮問することとし、その勧告を最大限尊重するものとします。

なお、独立委員会の検討は(1)②「評価・検討期間の設定」にて記載した取締役会評価・検討期間に行われるものいたします。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行取締役から独立している、当社社外取締役及び当社社外監査役、並びに、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、経営経験豊富な企業経験者など社外有識者の中から選任いたします。独立委員会の概要は別紙1に記載のとおりです。また、別紙2に記載の4氏が本定時株主総会終結の時以降、委員に就任する予定です。

(3) 大規模買付行為が実施された場合の対応（別紙3の概要図をご参照ください。）

①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守るため、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的な対抗手段は、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択いたしますが、新株予約権無償割当ての方法により株主の皆様の新株予約権を割り当てる場合の概要は別紙4に記載のとおりです。

②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、別紙5に記載の、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会は当社の企業価値ひいては株主の皆様の共

同の利益の保護のために、適切と考える方策をとることがあります。これは、大規模買付行為に対し、当社取締役会として例外的に対応するものであります。なお、判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する本必要情報に基づいて、独立の外部専門家（証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家）の見解を聴取しつつ、また、独立委員会の勧告を最大限に尊重し、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、買付対価の価額・種類等）や、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を検討したうえで判断します。

③対抗措置の発動の停止等について

当社取締役会が、前述の（３）①に記載の対抗措置をとること、又は、（３）②に記載の例外的対応をとることを決定した後、大規模買付者が当該大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限に尊重したうえで、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、権利の割当てを受けるべき株主の方々が確定した後に、当社取締役会が対抗措置の発動が適切ではないと判断した場合には、次のとおり対抗措置の発動を停止することができるものとします。

イ．新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当てを中止する。

ロ．新株予約権の無償割当て後、権利行使期間の開始までの間は、当社が当該新株予約権を無償取得する。

（４）取締役会の決議等

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、最終的に対抗措置をとるか否かの決議を、取締役会評価・検討期間経過後速やかに行い、直ちに当該決議の内容を開示いたします。また、当社取締役会が、前述（３）③に記載の対抗措置の発動の停止等を行う旨の決議を行った場合にも、直ちに当該決議の内容を開示いたします。

（５）株主・投資家の皆様に与える影響

本対応方針が導入されること及び対抗措置が発動されることのみによって、株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。但し、例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを選択した際に、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の方々が確定した後において、当社が新株予約権の無償割当てを中止し、または、無償割当てされた新株予約権を無償取得する場合（前述の（３）③をご参照ください。）には、１株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、１株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

なお、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

(6) 本対応方針の有効期限等

本対応方針の有効期限は、平成28年6月開催予定の当社第139回定時株主総会終結の時までとし、当該時点以降も本対応方針を継続する場合は、当社株主総会において出席株主の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件といたします。また、本対応方針の有効期限の前であっても、株主の皆様のご共同の利益向上等の観点から当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。さらに、当社取締役会は、会社法等の関係法令の改正、司法判断の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、株主の皆様のご共同の利益向上等の観点から、必要に応じ本対応方針を見直してまいります。

なお、本対応方針が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、直ちに開示します。

以 上

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(ご参考) 当社の大株主の状況は、別紙6のとおりです。

独立委員会の概要

1. 目的

独立委員会は、当社株券等の大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、判断の公正さを担保することを目的とする。

2. 設置及び委員等

- (1) 独立委員会の設置は当社取締役会の決議により行う。
- (2) 独立委員会の委員（以下、独立委員という。）は3名以上とし、以下のいずれかの条件を満たした者の中から取締役会が選任する。
 - ① 当社業務執行取締役から独立している当社社外取締役又は当社社外監査役
 - ② 当社業務執行取締役から独立している弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、経営経験豊富な企業経験者などの社外有識者
- (3) 独立委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会は、任期が終了した独立委員を再任することができる。

3. 独立委員会の招集及び決議等

- (1) 独立委員会は、各独立委員又は当社取締役会が招集する。
- (2) 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定する。
- (3) 独立委員会の決議は、原則として独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、独立委員のいずれかに事故その他の特段の事情があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

4. 独立委員会の決議事項

独立委員会は、当社取締役会による諮問があった場合には、以下に掲げる事項について決議し、その決議内容にその理由を付して当社取締役会に対し勧告する。

- ① 大規模買付行為への対抗措置としての新株予約権無償割当ての実施若しくは不実施
- ② 大規模買付行為への対抗措置としての新株予約権無償割当ての中止又は当該新株予約権の無償取得
- ③ 新株予約権無償割当て以外の対抗措置の実施若しくは不実施
- ④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

5. 独立委員会の権限等

- (1) 独立委員は、上記4.に定める決議に当たっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うものとする。この決議において、議案に関し特別な利害関係を有する独立委員は決議に参加できず、その数は定足数より控除されるものとする。
- (2) 独立委員会は、大規模買付者から提供された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、自ら又は当社取締役会を通じて追加的な情報提供を要求することができる。
- (3) 独立委員会は、当社取締役会に対しても、大規模買付行為に対する意見及びその根拠資料、当社取締役会が代替案の決定を行った場合にはその代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提供するよう要求することができる。
- (4) 独立委員会は、十分な情報収集を行うため、当社取締役、監査役、従業員、その他独立委員会が必要と認める者の独立委員会への出席を当社取締役会に要求し、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
- (5) 独立委員会は、その職務を遂行するにあたり、合理的な範囲内における当社の費用で、独立した第三者（証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家）の助言を得ることができる。

独立委員会の委員（就任予定者）の氏名・略歴ふくい としひこ
福井 俊彦

昭和10年 9月7日生まれ
昭和33年 4月 日本銀行入行
平成 6年12月 同副総裁
平成15年 3月 同総裁
平成21年 6月 当社社外取締役(現任)

こみやま ひろし
小宮山 宏

昭和19年12月15日生まれ
昭和63年 7月 東京大学工学部教授
平成12年 4月 同大学大学院工学系研究科長・工学部長
平成17年 4月 国立大学法人東京大学総長
平成22年 6月 当社社外取締役(現任)

かねこ まさし
金子 昌資

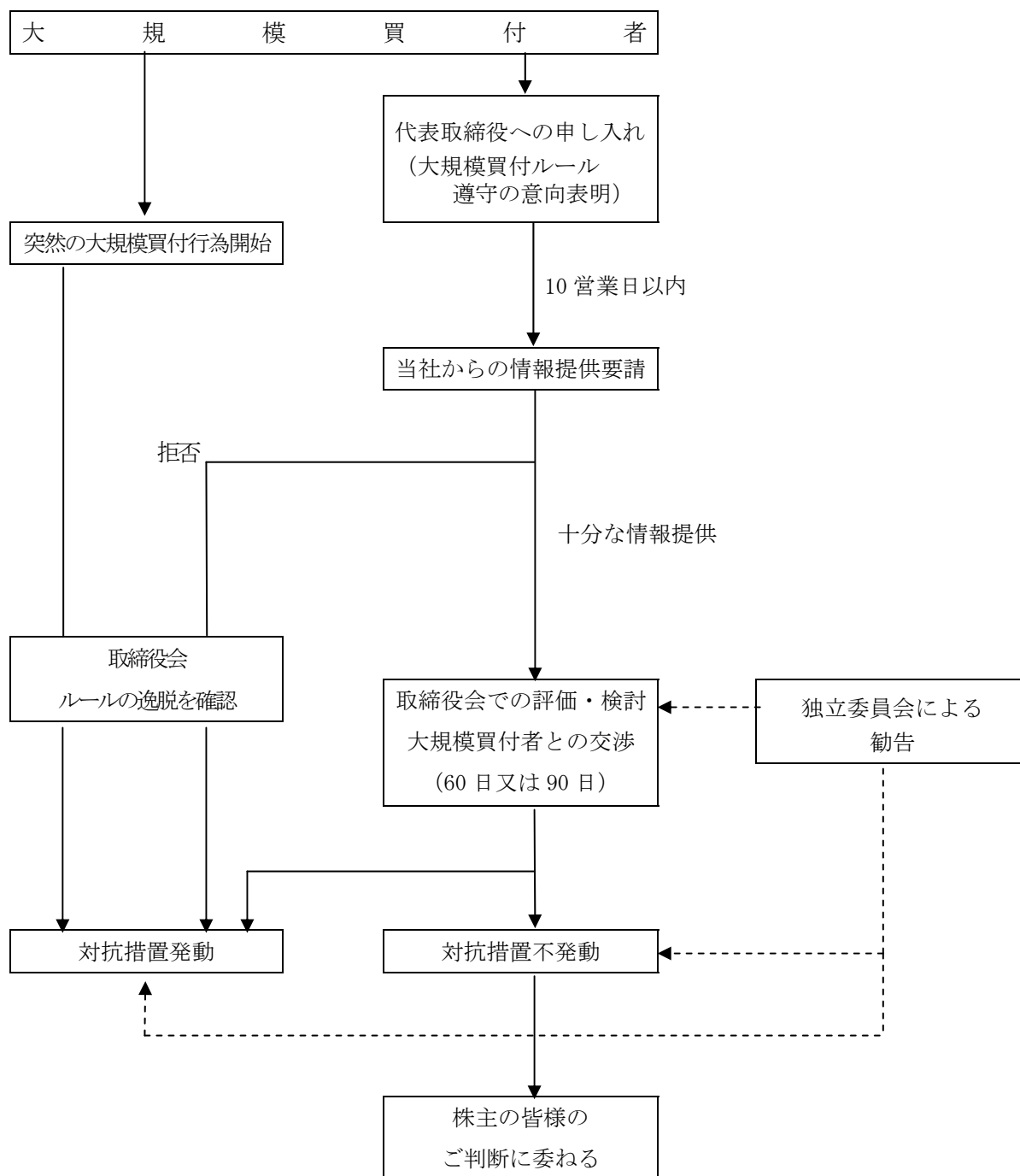
昭和14年 3月2日生まれ
平成13年10月 (株)日興コーディアルグループ代表取締役会長兼社長
平成17年 6月 同取締役兼執行役会長
平成18年 6月 当社社外取締役(現任)

みや ぎき つよし
宮崎 毅

昭和 6年12月16日生まれ
平成 2年 3月 三菱倉庫(株)代表取締役社長
平成10年 6月 同代表取締役会長
平成15年 6月 同相談役(現任)
平成19年 6月 当社社外取締役(現任)

(注) 社外取締役福井俊彦、小宮山 宏、金子昌資、宮崎 毅の4氏につきましては、(株)東京証券取引所等に対し、独立役員として届け出ております。

大規模買付行為への対応方針 概要図



(注) 上記は、本対応方針の内容をご理解しやすくするための概要図ですので、詳細につきましては本文をご参照ください。

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき当社取締役会が別途定める割合で新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は12億8千7百万株を上限とする。但し、当社が株式分割、株式無償割当て、株式併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 新株予約権の発行方法

新株予約権の無償割当ての方法とする。

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとするが、新株予約権者には、別途、自身が大規模買付者でないこと等を誓約する当社所定の書面の提出を求めることがある。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

9. 取得条項付新株予約権

当社が新株予約権を当社株式その他の財産（但し、金銭を除く。）と引き換えに取得できる旨の条項（取得条項）を設ける場合がある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとするが、取得の対象となる新株予約権の新株予約権者から議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者を除くことや、新株予約権者に、別途、自身が大規模買付者でないこと等を誓約する当社所定の書面の提出を求めることがある。

大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

例えば、下記に掲げるいずれかの類型に該当すると認められる場合は、原則として当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合に該当すると考えます。

【記】

1. 真に当社グループの経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社グループ関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
2. 当社グループの経営を一時的に支配して当社又は関係会社の事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に委譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている判断される場合
3. 当社グループの経営を支配した後に、当社又は関係会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている判断される場合
4. 当社グループの経営を一時的に支配して当社又は関係会社の不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている判断される場合
5. 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう。）など、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）
6. 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な技術力及び生産力や当社の従業員、取引先、顧客、地域社会の皆様との関係を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が著しく毀損されることが合理的な根拠をもって予想される場合

当社の大株主の状況

平成27年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株 主 名	持 株 数	出資比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	38,054	8.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	28,182	6.6
日本生命保険相互会社	21,933	5.1
株式会社八十二銀行	11,790	2.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	11,415	2.7
明治安田生命保険相互会社	10,687	2.5
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	6,281	1.5
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	5,524	1.3
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	5,357	1.3
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	5,328	1.3

- (注) 1. 当社は、自己株式6,207,027株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。
また、出資比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、日本興亜損害保険株式会社が、平成26年9月1日付で株式会社損害保険ジャパンと合併したことに伴い、商号変更したものであります。